

各位

全3ページ
登録速報(2026-061)
2026年4月23日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2026年4月22日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第11851号

名称：クミアイアタックオイル

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項を次のとおり変更し、以下【変更後】の通りとする。

- ・作物名「りんご」の適用病害虫名「ハダニ類」の希釈倍数「50～200倍」の使用時期を「芽出直前～展葉期（発芽後3週間まで）」に変更する。
- ・作物名「りんご」の適用病害虫名「カイガラムシ類」の使用時期に「芽出直前～展葉期（発芽後3週間まで）」を追加する。
- ・作物名「かんきつ（苗木、ただし、温州みかんを除く）」を追加する。

【変更後】（変更する作物のみ抜粋）

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | マシン油を含む農薬の総使用回数 |
|-----|---------|---------|--------------|--------------------|---------|------|-----------------|
| りんご | ハダニ類 | 50～200倍 | 200～700L/10a | 芽出直前～展葉期（発芽後3週間まで） | - | 散布 | - |
| | カイガラムシ類 | 50倍 | | 発芽前 | | | |

| 作物名 | 使用目的 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | マシン油を含む農薬の総使用回数 |
|---------------------------------------|------------------|--------|--------------|-------|---------|---|-----------------|
| かんきつ （苗木、 ただし、 温州みかん を除く） | 花芽抑制 による樹勢の維持 | 60～80倍 | 200～700L/10a | 12～3月 | - | 立木全面散布 又は枝別散布 （ジペレリン 2.5ppm液に 加用） | - |

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
農薬登録申請書第8項中、10) を変更し、別紙【変更後】のとおりとする。

【変更後】

- 10) りんごに使用する場合は下記の事項に注意すること。
- ①芽出し直後の散布は時期を失しないようにすること。遅れて散布すると葉の周囲が褐変することがあるので、使用濃度に注意すること。
 - ②展葉期の散布では葉の周囲が褐変する葉害が生じることがあり、遅れて散布すると葉だけでなく花卉にも葉害が生じる可能性があるため注意すること。
 - ③樹勢が弱っている場合は葉害が生じやすくなるので散布をさけること。
 - ④展葉期のカイガラムシ類の防除を目的とする場合はナシマルカイガラムシを主体に散布すること。
 - ⑤りんごの赤果肉品種では、展葉期以降に散布すると葉に赤点などの葉害が現れることがあるため、散布をさけること。
 - ⑥フェンバレレートを含む農薬との混用散布はモザイク症状の葉害が生じるおそれがあるのでさけること。

8. 使用上の注意事項

【変更後】

- 1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 2) 調製した薬液は速やかに散布すること。
- 3) 展着剤として使用する場合は、混用しようとする薬剤を水で希釈した後本剤を加えよく攪拌すること。
- 4) ジベレリン剤と混用で使用する場合は、ジベレリン剤はマシン油乳剤に加用の登録のある剤を使用すること。
- 5) いちごに使用する場合は、他剤との混用および近接散布は葉害が生じやすくなるおそれがあるのでさけること。
- 6) 石灰硫黄合剤、ボルドー液などのアルカリ性薬剤やジチアノン剤、TPN剤などの水和剤及び銅剤との混用はさけること。
- 7) 高温時の散布では葉害を生じやすいので、散布は日中をさけ朝夕の涼しい時に所定濃度範囲の低濃度で行うこと。
- 8) 散布直後の降雨は、本剤の効果が低下するので、特に冬期散布においては好天の続くときに使用すること。
- 9) かんきつに使用する場合は下記の事項に注意すること。
 - ①散布後、葉（特に旧葉）に油浸斑を生じることがあるが日数の経過に従って消失し、落葉を助長することはない。但し、かんばつ等で樹勢が弱っている場合には散布しないこと。
 - ②ジチアノン剤との近接散布は果実に葉害を生じる危険があるのでさけること。
 - ③3月に本剤を使用する時は、なるべく早めに散布すること。この場合石灰硫黄合剤の散布はさけること。
 - ④ジメトエート剤との混用はヤノネカイガラムシ第1世代防除時期には、樹勢により落葉を助長することがあるのでさけること。
- 10) りんごに使用する場合は下記の事項に注意すること。
 - ①芽出し直後の散布は時期を失しないようにすること。遅れて散布すると葉の周囲が褐変することがあるので、使用濃度に注意すること。
 - ②展葉期の散布では葉の周囲が褐変する葉害が生じることがあり、遅れて散布すると葉だけでなく花卉にも葉害が生じる可能性があるため注意すること。
 - ③樹勢が弱っている場合は葉害が生じやすくなるので散布をさけること。
 - ④展葉期のカイガラムシ類の防除を目的とする場合はナシマルカイガラムシを主体に散布すること。
 - ⑤りんごの赤果肉品種では、展葉期以降に散布すると葉に赤点などの葉害が現れることがあるため、散布をさけること。
 - ⑥フェンバレレートを含む農薬との混用散布はモザイク症状の葉害が生じるおそれがある

のでさけること。

- 11) いちご、なすに使用する場合は下記の注意事項を守ること。
 - ① 幼苗期の散布は薬害を生じるおそれがあるのでさけること。また、連続散布する場合の散布間隔は7日以上あけるとともに、過度の連用はさけること。
 - ② 収穫間近に散布すると果実にオイル光を生じることがあるので留意すること。
 - ③ ハダニ類に対しては速効性が不十分であり、また、1回散布では効果が不十分であるので、なるべく発生初期に7～10日間隔でくり返し散布すること。
- 12) アテモヤに使用する場合、新梢発生時期及び果実着果期に散布すると薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
- 13) レイシに使用する場合、新梢伸長期に散布すると薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
- 14) 食用げっけいじゅには使用しないこと。
- 15) 茶に使用する場合、摘採前4週間は使用しないこと。
- 16) 茶のクワシロカイガラムシ対象の場合は、散布量を十分にし、樹幹がよくぬれ、特に株元に十分かかるようにすること。4月～9月の使用は、摘採直後の幼虫発生期に行うこと。
- 17) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 18) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上